

杵築市立図書館雑誌スポンサー募集要領

平成 27 年 8 月 1 日

1 雑誌スポンサー募集の目的

杵築市立図書館雑誌コーナーを活用し、新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの充実を図るとともに地域経済の活性化を目的とします。

2 雑誌スポンサー事業の内容

雑誌スポンサーに購入代金を負担していただき、提供された雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、カバー裏面には広告を掲出することもできます。

3 雑誌スポンサーの対象

法人・企業・団体等が対象で個人は除きます。次の各号に定める業種又は業者に該当する場合は除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定する風俗営業その他これに準ずる業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業者
- (3) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結成団体等又はそれらの関連事業者
- (5) 各種法令に違反している事業者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館が不相当と認める業種又は事業者

4 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」から選定していただきます。提供された雑誌は図書館の所有となります。

5 申込方法

- (1) 雑誌スポンサー事業に申し込みをする場合は、「雑誌スポンサー事業申込書」（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、提出していただきます。
- (2) 申込書の提出と同時に広告の原案等の提出をお願いします。

6 掲載する広告の範囲

次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、雑誌に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

7 広告掲出期間

広告掲出期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中でも受け付けをします。ただし、年度の途中からの受け付けの場合でも期間は3月31日とします。また、雑誌スポンサーから提供中止の申し出（3か月前まで）がない場合は、自動的に更新するものとします。

8 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、図書館が指定する納入業者に直接お支払いください。

- (1) 支払いは毎号ごと、又は一括払いとします。振込手数料は雑誌スポンサーの負担とします。
- (2) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は図書館と別途協議の上、別の雑誌と振り替えるものとします。

9 雑誌提供の中止について

雑誌スポンサーが雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする3か月前までに、届け出をしてください。